

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

報告事項件名	頁
1 「足立区人権推進指針」の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について・・・・・・	3
3 旧本木東小学校跡地活用の住民説明会開催について・・・・・・・・・・・・	6
4 足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱の改正について・・・・・・	9

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

件名	「足立区人権推進指針」の改定について
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>「足立区人権推進指針」を別添のとおり改定したので報告する。</p> <p>1 改定の理由</p> <p>平成21年に第1次指針を策定して10年以上が経過し、社会・経済状況の変化とともに人権課題は多様化・複雑化している。</p> <p>こうした人権課題に対して、周知や啓発を始めとする施策に取り組み、人権に対する理解の促進及び人権意識の高揚を図るため、新たに「第2次足立区人権推進指針」を策定した。</p> <p>2 改定の概要</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>「一人ひとりの人権を尊重し、互いの個性や価値観を認めあう、活力あふれる足立の実現」</p> <p>(2) 柱立て</p> <p>各施策における人権の視点をより明確化するため「自由」「平等」「多様性」の3つを柱に整理。</p> <p>(3) 人権施策の推進体制整備及び点検・評価</p> <p>指針の推進体制整備と指針で取り上げる人権課題の各施策を点検・評価する仕組みを追加。</p> <p>(4) 主な人権課題</p> <p>女性・子ども・高齢者・障がいのある人など、主な人権課題の「現状と課題」「今後の取り組み」について、現在の事象や動向を踏まえて記載。</p>
問題点 今後の方針	改定した指針を庁内各課、区内小中学校や関連団体等に配布して周知を図り、本指針に基づき、各人権施策を総合的かつ効果的に推進していく。

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

件名	足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について
所管部課名	総務部 特命・調査担当課
内容	<p>区内中学校に在籍する生徒が自死した事案に関して、教育委員会の調査の後、令和4年1月17日に足立区いじめ等調査委員会へ諮問を行った。同調査委員会の再調査による答申が令和4年5月31日にあったため報告する。</p> <p>また、足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則第6条第3項の規定により、足立区教育委員会に対して、本答申を尊重した措置を講じるよう通知し、令和4年7月21日に対応の回答があったため、あわせて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 答申要旨について</p> <p>(1) いじめ等の事実 友人関係及び担当教諭の当該生徒に対する行為が、条例が定める「いじめ」や「不適切な行為」とまでは評価できない。よって今回の調査では、いじめ等の事実とまでは認められない。</p> <p>(2) 自死といじめ等の関係 当該生徒の自死は、今回の調査では、いじめや不適切な行為がその原因とは認められない。</p> <p>(3) 区のとるべき措置に関すること 自傷行為を見逃さず学校関係者がその原因を確認し、保護者を含めて生徒等の環境を改善するという積極的関与があれば、今回の自死を回避することができた可能性も否定できない。この点については、今後自傷行為を行った生徒・保護者との関係の持ち方を含めて検討する必要があると考える。</p>

2 教育委員会の措置について

項番	区の要請	教育委員会の対応
1	本答申を対象校及び全校へ周知すること。	令和4年6月28日付で対象校及び全足立区立小中学校長に対し、各学校において自傷行為を見逃さず、教育指導課へ報告するよう周知した。
2	教育委員会内において、本答申に沿った体制を整備すること。	令和4年5月20日付で対象校及び全足立区立小中学校長に対し、報告書による報告を求め、未報告事案があった場合には報告するよう再徹底をさせるとともに、報告を受けた児童・生徒については、教育指導課と教育相談課が連携し、個別の対応を図ることとした。
3	全校へ本答申に沿った指導を強化すること。	学校が児童・生徒の自傷行為を発見した場合は、直ちに教育指導課へ報告し、教育指導課からこころとからだの健康づくり課へ連絡後、緊急的なサポート体制を整備する。また、自傷行為予防と早期対応に関わる指導・助言を行うよう、全校の指導体制を強化する。詳細は別紙のとおり。

問題点
今後の方針

組織的に対応を行う教育委員会との情報交換を密にして、鋭意保護者、生徒の環境改善を区として図っていく。

学校

当該の児童生徒への対応

初期対応

- 傾聴する
- 安心させる
- 一人にしない

- ◆児童生徒のペースに合わせて話を聞く
・安心させること
- ◆「秘密にしてほしい」訴えにも『安全』を優先し必ず組織で対応する（教員一人での対応は不可能）

TALKの原則

- Tell:言葉に出して心配していることを伝える
- Ask:「死にたい」気持ちについて、率直に尋ねる
- Listen:絶望的な気持ちを傾聴する
- Keep Safe:安全を確保する

- ◆確実な見守り
- ◆再発防止に向けた心理教育
(SCとの密接な連携)

周囲の児童生徒への対応

- ◆影響を受けそうな児童生徒への配慮と心理教育
(SCとの密接な連携)
- ◆高学年では友達から「死にたい」相談を受けた場合に周囲の大人につなぐことの重要性の確認

<きょうしつの原則>

- き:気付いて
- よ:よく聴き
- う:受けとめて
- し:信頼できる人に
- つ:つなげよう

ケース会議の開催

学校が児童・生徒の自傷行為を発見したら

教育指導課へ報告

こころとからだの健康づくり課へ教育指導課から連絡

保健センターへ連絡

緊急的なサポート体制を整える

教育指導課指導主事の派遣
(管理職・教員へのフォロー)

教育相談課からSC・SSWの派遣
(児童生徒・保護者のフォロー)

こども家庭支援課の相談員が介入

医療機関・福祉へ連絡

自傷行為予防と早期対応にかかわる指導・助言

自殺予防研修において「SOSの出し方」の関する研修を全校の生活指導、教育相談担当教員へ周知

教育指導課から全校へ注意喚起の通知を発出する

・長期休業日前の校長会への注意喚起と通知

・道徳科、保健体育科における取組

・「生命の安全教育」

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

件名	日本木東小学校跡地活用の住民説明会開催について
所管部課名	総務部 資産活用担当課、総合防災対策室 災害対策課、 高齢者施策推進室 介護保険課、施設営繕部 中部地区建設課、 道路公園整備室 パークイノベーション推進課、道路整備課
内容	<p>1 住民説明会について</p> <p>(1) 開催日時、会場及び定員人数</p> <p>ア 第1回住民説明会 令和4年8月26日(金) 午後6時30分から8時00分まで 本木小学校 ランチルーム 40名</p> <p>イ 第2回住民説明会 令和4年8月27日(土) 午前10時00分から11時30分まで 本木小学校 体育館 80名</p> <p>※ 足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、感染予防対策を行ったうえで開催する。また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合は、開催方法を含め検討を行う。</p> <p>(2) 説明内容 ※第1回、第2回同じです</p> <p>ア 全体計画について</p> <p>① 敷地の北西側に、避難所機能を有する特別養護老人ホームを公募する</p> <p>② 本木一丁目中公園の代替地を、敷地の南東側に配置する</p> <p>③ 周辺道路は、学校敷地側へ一方後退し、幅員6m以上確保</p> <p>④ 本木一丁目中公園を、幅員6m以上の道路とする</p> <p>イ 避難所について</p> <p>特別養護老人ホームを誘致するにあたり、以下の理由により、400㎡以上の避難所等を整備することを公募要件とする。</p> <p>① 浸水深が4.17m(荒川)の地域</p> <p>② 当該地域の避難所想定人数が第六中学校および梅島第二小学校の受入可能人数を約230人超えている。</p> <p>③ 「跡地利用に際して防災拠点として整備するよう求める」という請願が総務委員会で採択されている。</p> <p>ウ 今後のスケジュールについて</p>

2 これまでの経緯

- 平成24年 3月 学校統合により廃校
- 平成26年 4月 関原小学校仮校舎として使用（平成28年3月まで）
- 平成28年 8月 亀田小学校改修期間中に給食場を使用（平成28年12月まで）
- 令和 元年11月 現在の旧本木東小学校校舎を水害時においても避難所として開設するとともに、跡地利用に際しても防災拠点として整備するよう求める要望書が提出
- 同月 同請願が提出
- 令和 2年 8月 旧本木東小学校避難所復旧工事完了
- 令和 2年 9月 旧本木東小学校避難所体育館を安全安心の防災拠点とするためにエアコン設置を求める陳情が提出
- 令和 2年12月 第7地区町会連合会の町会長会において、旧本木東小学校跡地活用について説明実施
- 令和 4年 2月 第7地区町会連合会の町会長会において、旧本木東小学校跡地活用の避難所機能に係る基本的な考え方について説明実施

3 土地概要



	<p>(1) 旧本木東小学校 ア 位置 足立区本木一丁目14番15 イ 土地面積 6,724.87㎡</p> <p>(2) 本木一丁目中公園 ア 位置 足立区本木一丁目727番1ほか イ 土地面積 1,564.40㎡</p> <p>4 今後のスケジュール (予定)</p> <p>令和 4年 9月 特別養護老人ホーム募集要項公表 令和 4年12月 解体工事業者決定 同月 本木一丁目中公園を工事搬入用道路として暫定道路整備 令和 5年 1月 優先交渉権者決定 同月 既存校舎解体工事</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>地域や議会へ丁寧に報告・相談し、ご理解を頂きながら整備を進めていく。</p>

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

件名	足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱の改正について
所管部課名	ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課
内容	<p>改正公益通報者保護法の施行に合わせて、既存の足立区職員等の公益通報に関する要綱を全面的に見直し、「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」（別紙）として改正したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公益通報者保護法の主な改正内容について</p> <p>令和4年6月1日から施行された公益通報者保護法（以下「法」という。）の主な改正内容は、以下の通りとなっている。</p> <p>(1) 法で保護される通報者の範囲の拡大</p> <p>従来、公益通報を行ったことについて法で保護される通報者は、現役の労働者に限られていたが、退職者（1年以内）や事業者の役員にも拡大した。</p> <p>(2) 通報者の保護の徹底</p> <p>公益通報対応業務従事者の指定及び当該従事者が通報者を特定させる情報を漏らした場合の刑事罰の設置、公益通報をしたことによる不利益な取扱いの禁止の拡大、また、法に基づく指針（以下「指針」という。）によって通報者を特定する情報の範囲外共有及び通報者の探索の防止などが定められた。</p> <p>(3) 内部通報の活用と適切な調査の確保</p> <p>公益通報によって損害を受けたことによる損害賠償の制限、また、指針によって組織の長等からの独立性の確保、利益相反の排除措置などが定められた。</p> <p>(4) 外部通報に適切に対応するための体制整備</p> <p>区が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として公益通報を受けた場合の調査、法令に基づく措置等を適切に実施するための体制整備が求められた。</p> <p>2 足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱の主な改正点について</p> <p>法改正の内容を反映するとともに、区の職務執行における法令遵守を一層推進するために、以下の改正を行った。</p> <p>(1) 守秘義務及び通報者保護の徹底</p> <p>ア 公益通報対応業務従事者の指定（7条）</p> <p>公益監察員及び公益監察事務局の職員（ガバナンス担当部長及びコンプライアンス推進担当課の職員）等を刑事罰の対象となる公益通報対応業務従事者として指定し、内部通報等に関する秘密及び通</p>

	<p>報者を特定させる情報（以下「内部通報等に関して秘密にすべき情報」という。）の管理を徹底する。</p> <p>イ 守秘義務の拡大（10条） 職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた上司等の職員についても、内部通報等に関して秘密にすべき情報の守秘義務及び不当な目的利用を禁止する規定を定めた。</p> <p>ウ 範囲外の共有及び通報者等の探索の防止（11条、12条） 内部通報等に関して秘密にすべき情報の範囲外共有及び匿名等の通報者等に関する不必要な探索（通報者等を特定する行為）を防止することを定めた。</p> <p>（2）内部通報の活用と適切な調査の確保</p> <p>ア 内部通報の活用（15条、21条） 法改正に合わせて内部通報によって損害を受けたことを理由とする損害賠償を求めないことを定めるとともに、新たに、職員が上司に対して内部通報該当事案を報告する仕組みを構築することによって、業務執行等に関わる法令違反行為の報告・通報の活性化を図った。</p> <p>イ 適切な調査の確保（9条、18条、22条） 内部通報対応業務に関する独立性の確保や利益相反の排除の規定、公益監察員等が照会・報告を求めることができる規定を明記した。また、所管部課長等が責任者となって内部調査を行う場合の具体的方法等を定めるなど、内部通報等に対する調査をより適切に行う仕組みを構築した。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本改正要綱は、事前の周知を行う必要から9月1日から施行するが、新設された、職員が上司に対して行う内部通報の仕組み（21条）、内部調査の方法等の規定（22条）については、庁内周知を徹底し、円滑な実施を図る必要から、12月1日から施行することとする。</p> <p>また、外部通報に適切に対応するための体制整備については、足立区公益外部通報の手続に関する要綱の見直しについて、関係各部課に調査等を行う必要があり、調査結果がまとまり次第、早急に要綱改正を行う。</p>

足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱 新旧対照表

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>足立区職員等の公益通報に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、足立区職員等の公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図り、職員に職務に係る法令を遵守させ、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 足立区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員、法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3の規定による臨時的任用職員をいう。</p> <p>（2）職員等 職員、区立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員、区に勤務する他自治体が給与等を負担する職員、区が労働者派遣の役務の提供を受ける場合における当該派遣労働者、事業者が区との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う区の施設の管理業務に従事する者及び区の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者をいう。</p>	<p>足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱</p> <p>（目的等）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及びその趣旨に基づき、足立区の職員等の内部公益通報及び内部通報について、必要な事項を定めることにより、内部通報を行った者等の保護を図るとともに、違法行為等の是正等を通じて、職務に係る法令遵守を確立し、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>2 <u>内部通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるもののほかは、本要綱の定めるところによる。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 足立区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員、<u>同条第3項第1号及び第3号に掲げる職にある職員</u>、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3の規定による臨時的任用職員をいう。</p> <p>（2）職員等 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア</u> 職員</p> <p><u>イ</u> 区立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び区に勤務する他自治体が給与等を負担する職員</p> <p><u>ウ</u> 区が労働者派遣の役務の提供を受ける場合における当該派遣労働者及び派遣労働者の派遣元の事業者の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令等の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p><u>エ</u> 事業者が区との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者及び当該事業者の役員</p> <p><u>オ</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う区の施設の管理業務に従事する者及び当該指定管</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>(3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、規程及び要綱をいう。</p> <p>(4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。</p> <p>(5) 公益通報 区政運営の適法性及び公正性を確保する目的で、職員等により行われる内部通報をいう。</p> <p>(6) 通報者 公益通報を行った職員等をいう。</p> <p>(7) 不利益取扱い 懲戒処分、懲戒処分に該当しない訓告等の措置、不利益な配置の変更等人事上の差別取扱いなどをいう。</p> <p>(8) 公益監察事務局 <u>総務部</u>コンプライアンス推進担当課をいう。</p>	<p><u>理者の役員</u></p> <p><u>カ アからオまでに掲げる者であった者</u></p> <p><u>キ 区の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者</u></p> <p>(3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、規程及び要綱をいう。</p> <p>(4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。</p> <p>(5) <u>内部公益通報 公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める職員等が役務提供先である区に対して行う公益通報をいう。</u></p> <p>(6) <u>内部通報 内部公益通報及び第8条第1項に規定する違法な事実に関する区への通報をいう。</u></p> <p>(7) 通報者 <u>内部通報</u>を行った職員等をいう。</p> <p>(8) <u>相談 内部通報に関する相談をいう。</u></p> <p>(9) <u>調査協力者 内部通報に関する調査に協力した者をいう。</u></p> <p>(10) <u>通報者等 通報者、内部通報に該当する事案の報告又は相談を行った職員をいう。</u></p> <p>(11) <u>不利益な取扱い 懲戒処分、不利益な配置の変更等人事上若しくは処遇上の差別取扱い又は嫌がらせ等の事実上の行為などをいう。</u></p> <p>(12) <u>公益監察員 次条第1項の規定により設置されたものをいう。</u></p> <p>(13) <u>公益監察事務局 ガバナンス担当部長及びコンプライアンス推進担当課をいう。</u></p> <p>(14) <u>職員の上司 職員の職制上の上司に当たる係長以上の職員をいう。</u></p>
<p>(公益監察員の設置)</p>	<p>(公益監察員の設置)</p>
<p>第5条 区長は、職員等の公益通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、委託契約（以下「公益監察員委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。</p>	<p>第3条 区長は、職員等の内部通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、公益監察員委託契約（以下「委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。</p>
<p>2 各公益監察員は、独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。</p>	<p>2 各公益監察員は、<u>職員</u>の任命権者（以下「区長等」という。）及びその他の者から独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。</p>
<p>(公益監察員の資格)</p>	<p>(公益監察員の資格)</p>
<p>第6条 公益監察員となりうる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>第4条 公益監察員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>(1) 弁護士</p> <p>(2) 公認会計士</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の</p>	<p>(1) 弁護士</p> <p>(2) 公認会計士</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。</p> <p>(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）に規定する欠格条項に該当する者</p> <p>(2) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者</p> <p>(3) 区の特別職、国会議員、都議会議員又は区議会議員</p> <p>(4) 前号の職にあった者</p> <p>（公益監察員の職務）</p> <p>第7条 公益監察員は、次の職務に従事する。</p> <p>(1) 公益通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。</p> <p>(2) 不利益取扱いの申出の受付、調査、報告、勧告及び公表に関すること。</p> <p>(3) 公益通報しようとする職員等からの当該事案に係る違法性の有無等に関する事前相談に関すること。</p> <p>(4) 権限を有する行政機関の教示に関すること。</p> <p>(5) 公益監察事務局との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p>	<p>行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。</p> <p>(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）<u>第7条</u>に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）<u>第4条</u>に規定する欠格条項に該当する者</p> <p>(2) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者</p> <p>(3) 区長、副区長若しくは教育長又は国会議員、都議会議員若しくは区議会議員の職にある者</p> <p>(4) 前号の職にあった者</p> <p><u>(5) 職員</u></p> <p>（公益監察員の職務）</p> <p>第5条 公益監察員は、次の職務に従事する。</p> <p>(1) <u>内部</u>通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。</p> <p>(2) <u>不利益な</u>取扱いの申出等の受付、調査、報告、勧告及び公表に関すること。</p> <p>(3) <u>内部</u>通報をしようとする職員等からの当該事案に係る違法性の有無等に関する事前相談に関すること。</p> <p>(4) <u>処分又は勧告等</u>をする権限を有する行政機関の教示に関すること。</p> <p>(5) <u>公益監察事務局等</u>に対する必要な助言及び公益監察事務局との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p><u>（公益監察事務局の役割）</u></p> <p>第6条 <u>公益監察事務局は、公益監察員の指揮監督の下で、内部通報に関する相談、内部通報の受付等を行うとともに、その他の内部通報対応業務に従事する。</u></p> <p>2 <u>公益監察事務局の責任者は、総務部ガバナンス担当部長とする。</u></p> <p><u>（公益通報対応業務従事者の指定）</u></p> <p>第7条 <u>公益通報者保護法第11条第1項の公益通報対応業務従事者として、公益監察員、第19条第1項の補助員及び公益監察事務局の職員（以下「公益監察員等」という。）を指定する。</u></p> <p>2 <u>前項の公益監察員等に対しては、これらの職務に就いたときに公益通報者保護法第12条の義務及び同法第21条の罰則を明示した書面を交付するものとする。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（公益通報の手続）</p> <p>第3条 職員等は、区の事務事業、区が出資する団体の出資目的に係る事務事業又は区から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「違法な事実」という。）があると<u>思料</u>するときは、公益監察員又は公益監察事務局に公益通報することができる。</p> <p>（1）法令に違反し、又は違反するおそれがある行為（不作為を含む。次号も同じ。）</p> <p>（2）人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員等は次の各号のいずれかに該当する場合は、公益通報をすることができない。</p> <p>（1）不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的</p> <p>（2）人事上の処遇に関すること。</p> <p>3 公益通報は、<u>公益通報を行う職員等の氏名を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で行わなければならない。ただし、通報事実が確実にあると信ずるに足りる相当な証拠書類がある場合又は氏名を記載しなかったことにつきやむを得ない事情があると公益監察事務局が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 職員等は、公益通報をするにあたっては、<u>確実な資料に基づき誠実に</u>行わなければならない。</p> <p>5 職員等は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第3条第3号に該当する場合は、第1項に掲げる者以外の者で是正のために相当と認められる者に対して通報し、又は自ら<u>相当な方法で公表</u>することができる。</p>	<p>（内部通報の手続）</p> <p>第8条 職員等は、<u>不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、</u>区の出資する団体の出資目的に係る事務事業、区から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「違法な事実」という。）が<u>生じ、又はまさに生じようとしている</u>と思料するときは、公益監察員又は公益監察事務局に<u>通報</u>することができる。</p> <p>（1）法令等に違反し、又は違反するおそれがある行為（不作為を含む。次号において同じ。）</p> <p>（2）人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員等は、<u>通報する事項が人事上の処遇に関する</u>ことに該当する場合は、通報をすることができない。</p> <p>3 <u>内部通報は、内部通報を行う職員等の氏名、住所及び連絡先、違法な事実の内容並びに当該違法な事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由等を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）を郵便、電子メール等による送付、面談その他の方法により知らせることにより行う。</u></p> <p>4 <u>通報者は、匿名により通報し、又は相談することができる。この場合において通報者は、電話番号、電子メールアドレスその他通報者との間で、適切に情報伝達ができる方法を公益監察員又は公益監察事務局に知らせるものとする。</u></p> <p>5 <u>職員は、職員の上司に対しても、内部通報に該当すると思料する事案に関する報告又は相談を行うことができる。</u></p> <p>6 職員等は、<u>内部通報をするにあたっては、当該通報内容を裏付ける資料、関係者による申立て等に基づき行うものとする。</u></p> <p>7 職員等は、公益通報者保護法第3条第2号又は第3号に該当する場合は、第1項に掲げる者以外の者で是正のために相当と認められる者に対して通報することができる。</p> <p>（<u>独立性の確保及び利益相反の排除</u>）</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（公益監察員の守秘義務）</p> <p>第8条 公益監察員は、この要綱に基づく報告、公表等を行う場合を除き、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（不利益取扱いの禁止等）</p> <p>第4条 職員の任命権者（以下「区長等」という。）は、職員に対して正当な公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いもしてはならない。</p>	<p>第9条 区長等は、公益監察員等による内部通報対応業務に関して、区長その他区の幹部からの独立性を確保する措置を取らなければならない。</p> <p>2 区長等及び公益監察員は、通報者又は被通報者と父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の親族関係にある者、調査の結果によって実質的に不利益を受ける者その他当該内部通報事案に関係する者を当該内部通報対応業務に関与させてはならない。</p> <p>（内部通報等に関する情報の守秘義務等）</p> <p>第10条 公益監察員等並びに職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた当該職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管部課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）は、正当な理由がなく、これらの業務を通じて知り得た秘密（以下「内部通報等に関する秘密」という。）及び通報者等を特定させる事項を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（内部通報等に関する情報の範囲外共有の防止）</p> <p>第11条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、内部通報等に関する秘密及び通報者等を特定させる事項については、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員の範囲に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有してはならない。</p> <p>（通報者等の探索の防止）</p> <p>第12条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、匿名若しくは仮名と思われる通報又は連絡先が不明の場合等に、通報者等を特定した上でなければ必要性が高い調査が実施できない等やむを得ないときを除いて、通報者等を特定する行為（以下「探索」という。）を行ってはならない。</p> <p>（秘密保持）</p> <p>第13条 区、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、本要綱に定める場合のほか、法令等に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報についての秘密を保持しなければならない。</p> <p>（不利益な取扱いの禁止等）</p> <p>第14条 区長等は、職員に対して、内部通報、内部通報に該当する事案の報告若しくは相談（以下「通報等」という。）をしたこと、又は内部通報に関する調査に対する協力（以下「調査協力」という。）をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>2 正当な<u>公益通報</u>をしたことを理由として不利益取扱いを受けた職員は、その旨を公益監察員又は公益監察事務局に申し出ることができる。この場合において、当該職員が当該<u>公益通報</u>を行った後に受けた不利益取扱いは、特段の理由がない限り、当該<u>公益通報</u>をしたことを理由としてなされたものと推定する。</p>	<p>2 <u>通報等</u>をしたこと、又は<u>調査協力</u>をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた職員は、その旨を公益監察員又は公益監察事務局に申し出ることができる。この場合において、当該職員が当該<u>通報等</u>を行った後、<u>又は調査協力をした後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該通報等又は調査協力をしたことを理由としてなされたものと推定する。</u></p>
<p>（公益監察員の除斥）</p> <p>第9条 公益監察員は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。</p>	<p>第15条 <u>区は、公益通報者保護法第7条の規定により、内部通報によって損害を受けたことを理由として、当該内部通報をした通報者に対して、損害賠償を請求しないものとする。</u></p> <p>（公益監察員の除斥）</p>
<p>第9条 公益監察員は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。</p>	<p>第16条 公益監察員は、自己<u>又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母</u>の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。</p>
<p>2 前項に該当する場合には、公益監察員は、その旨を<u>公益通報</u>を行う職員等又は通報者に説明したうえ、他の公益監察員に当該事案を移送する。</p> <p>（公益通報の受付）</p>	<p>2 前項に該当する場合には、公益監察員は、その旨を<u>内部通報</u>を行う職員等又は通報者に説明したうえ、他の公益監察員に当該事案を移送する。</p> <p>（公益監察員等における内部通報の受付）</p>
<p>第10条 公益監察員又は公益監察事務局は、<u>公益通報</u>があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の把握に努めなければならない。</p>	<p>第17条 公益監察員又は公益監察事務局は、<u>内部通報</u>があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の把握に努めなければならない。</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公益通報</u>を行う職員等に理由を説明して、公益監察員においては受付を、公益監察事務局においては受付又は受理をしないことができる。</p> <p>（1） 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的であることが明らかな場合</p> <p>（2） 違法な事実でないことが明らかな場合</p> <p>（3） 公益通報を行う職員等に公益通報の内容について説明を求めても、当該公益通報に係る行為を行った<u>もの</u>又は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは<u>その他正当な理由があるときは、内部通報</u>を行う職員等に理由を説明して、公益監察員においては受付を、公益監察事務局においては受付又は受理をしないことができる。</p> <p>（1） 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的であることが明らかな場合</p> <p>（2） 違法な事実でないことが明らかな場合</p> <p>（3） 内部通報を行う職員等に内部通報の内容について説明を求めても、当該内部通報に係る行為を行った<u>者</u>又は当該行為の内容を把握できず、<u>その結果、調査</u>ができない場合</p> <p>（4） <u>解決済みの案件等に関する通報である場合</u></p>
<p>3 公益監察員は、<u>公益通報</u>を受けたときは、意見を付して公益監察事務局に通知する。</p>	<p>3 公益監察員は、<u>内部通報</u>を受けたときは、<u>受理又は不受理等に関する意見</u>を付して公益監察事務局に通知する。</p>
<p>4 公益監察事務局は、<u>公益通報</u>を受けたとき又は前項の通知を受けたときは、直ちにその概要（通報者の氏名を除く。）及び当該公益通報に係る受理又は不</p>	<p>4 公益監察事務局は、<u>内部通報</u>を受けたとき又は前項の通知を受けたときは、直ちにその概要（当該通報者の氏名<u>及び当該通報者を特定させるものを除</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>受理の判断を区長に報告しなければならない。</p>	<p>く。）及び当該内部通報に係る受理又は不受理等の判断を区長に報告しなければならない。ただし、区長に<u>関係するおそれがある事案</u>については、副区長に報告するものとする。</p>
<p>5 公益監察事務局は、<u>公益通報の受理又は不受理の決定後、決定結果を通報者及び公益監察員に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。</u></p>	<p>5 <u>区長及び副区長の内部通報事案への対応については、第10条から第13条の規定を準用するものとする。この場合において、「公益監察員等並びに内部通報又は相談を受けた職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管部課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）」とあるのは、「区長又は副区長」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>6 公益監察事務局及び公益監察員は、<u>権限を有しない公益通報がなされたときは、通報者に対して、権限を有する行政機関を教示しなければならない。</u></p>	<p>6 公益監察事務局は、<u>内部通報の受理又は不受理の決定後、決定結果を通報者及び公益監察員に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。</u></p>
<p>6 公益監察事務局及び公益監察員は、<u>権限を有しない公益通報がなされたときは、通報者に対して、権限を有する行政機関を教示しなければならない。</u></p>	<p>7 公益監察事務局及び公益監察員は、<u>区が処分又は勧告等をする権限を有しない内部通報がなされたときは、通報者に対して、これらの権限を有する行政機関等（以下「権限を有する行政機関等」という。）を教示しなければならない。</u></p>
<p>（公益通報の調査）</p>	<p>（内部通報の調査）</p>
<p>第11条 公益監察員は受理を決定した<u>公益通報</u>において、<u>調査の必要があると認めるときは、公益通報に係る適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、直ちに調査を開始しなければならない。</u></p>	<p>第18条 公益監察員は受理を決定した<u>内部通報</u>において、<u>正当な理由がある場合を除いて、直ちに調査を開始しなければならない。</u></p>
<p>2 前項の調査にあたっては、職員等はこれに協力しなければならない。</p>	<p>2 前項の調査にあたっては、職員等はこれに協力しなければならない。</p>
<p>3 公益監察員は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通報者に対し<u>公益通報を受理した日から20日以内に通知しなければならない。ただし、匿名による通報者に対しては、この限りでない。</u></p>	<p>3 公益監察員は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通報者に対し<u>内部通報を受理した日から20日以内に通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。</u></p>
<p>4 公益監察員は、前項により通知したときは、区長にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>4 公益監察員は、前項により通知したときは、区長にその旨を報告しなければならない。ただし、<u>区長に<u>関係するおそれがある事案</u>については、この限りでない。</u></p>
<p>5 公益監察員は、調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。次条第1項により、<u>公益通報に係る調査等を公益監察事務局に補助させる場合も同様とする。</u></p>	<p>5 公益監察員は、調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。次条第1項により、<u>内部通報に係る調査等を公益監察事務局に補助させる場合も同様とする。</u></p>
<p>6 第2項の規定により調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知り、又は知り得た事実を漏らしてはならない。</p>	<p>6 第2項の規定により調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知り、又は知り得た事実を漏らしてはならない。</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>7 公益監察員は第1項の調査にあたって、当事者から聴取を行わなければならない。</p> <p>8 調査により権限を有しないことが判明したときは、<u>匿名による通報者を除き</u>、前条第6項を準用する。</p> <p>（調査の補助）</p> <p>第12条 公益監察員は、<u>公益通報に係る調査等の事務</u>を公益監察事務局の職員又は区長が別に定める要領により認めた者（以下「補助員」という。）に補助させることができる。</p> <p>2 公益監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう公益監察事務局の職員及び補助員（以下「公益監察事務局の職員等」という。）を指揮監督しなければならない。</p> <p>3 公益監察事務局の職員等は、公益監察員の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>4 公益監察事務局の職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。</p> <p>（調査結果の報告及び公表等）</p> <p>第13条 公益監察員は、調査の結果、当該<u>公益通報に係る事務事業</u>に関し、違法な事実が存在すると認めるときは、是正措置等についての意見を付して、その内容を証する資料とともに区長に報告しなければならない。</p> <p>2 公益監察員は、調査の結果、当該<u>公益通報に係る事務事業</u>に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときは、その旨を区長に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、通報者の氏名は報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ通報者の同意を得たとき又は通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。</p> <p>4 公益監察員は、区長が正当な理由なく第15条第1項に規定する措置をとらないときは、これを自ら公表する等相当の措置をとるものとする。</p>	<p>7 <u>公益監察員は第1項の調査に当たって必要と認めるときは、庁内関係所管又は区の事務事業等の執行に関係を有する者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</u></p> <p>8 公益監察員は第1項の調査にあたって、当事者から聴取を行わなければならない。ただし、<u>聴取等を行うことで犯罪行為等の証拠が隠滅されるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>9 調査により<u>区が処分又は勧告等をする権限を有しないことが判明したときは、通報者の連絡先が明らかでない場合を除き、前条第7項の規定を準用する。</u></p> <p>（調査の補助）</p> <p>第19条 公益監察員は、<u>内部通報に係る調査等の事務</u>を公益監察事務局の職員又は区長が別に定める要領により認めた者（以下「補助員」という。）に補助させることができる。</p> <p>2 公益監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう公益監察事務局の職員及び補助員（以下「公益監察事務局の職員等」という。）を指揮監督しなければならない。</p> <p>3 公益監察事務局の職員等は、公益監察員の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>4 公益監察事務局の職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。</p> <p>（調査結果の報告及び公表等）</p> <p>第20条 公益監察員は、調査の結果、当該<u>内部通報に係る職員又は事務事業</u>に関し、違法な事実が存在すると認めるときは、是正措置等についての意見を付して、その内容を証する資料とともに区長に報告しなければならない。</p> <p>2 公益監察員は、調査の結果、当該<u>内部通報に係る事務事業</u>に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときは、その旨を区長に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>通報者の氏名及び通報者を特定させるものについては報告しない。</u>ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ通報者の同意を得たとき又は通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。</p> <p>4 公益監察員は、区長が正当な理由なく第25条第1項に規定する是正措置をとらないときは、これを自ら公表する等相当の措置をとるものとする。</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>5 公益監察員は、調査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、<u>匿名による通報者及び特に通知を希望しない通報者</u>に対しては、この限りでない。</p>	<p>5 公益監察員は、調査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、<u>連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者</u>に対しては、この限りでない。</p> <p><u>（職員の上司に対する内部通報該当事案の報告等）</u></p> <p><u>第21条 職員は、第8条第5項により、内部通報に該当すると思料される違法な事実について職員の上司に報告するときは、できる限り当該報告の内容を裏付ける資料（以下「関係資料」という。）及び第8条第3項の書面により行うものとする。</u></p> <p><u>2 職員の上司は、前項の報告を受けた場合には、誠実にその内容を聴取する。</u></p> <p><u>3 職員の上司は、第1項の報告を受けた場合は、速やかに当該職員とともに当該報告を所管する課長又は部長（以下「所管部課長」という。）に対して、報告内容を説明するものとする。ただし、当該所管部課長が当該報告内容に<u>関係するおそれがあるとき、当該報告が秘密保持の必要性が高いときその他説明することが適切でない場合は、第8条第3項の書面及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報するとともに、報告をした職員にその旨を知らせなければならない。</u></u></p> <p><u>4 第1項の報告を受けた職員の上司及び前項の説明を受けた所管部課長は、内部通報等に関する秘密及び当該報告を行った職員を特定する情報を第三者に漏えいしてはならず、又当該報告の内容についてみだりに第三者に共有してはならない。</u></p> <p><u>5 第1項の報告又は第3項の説明を受けた所管部課長は、速やかにその概要を書面（当該報告をした者の氏名及びその者を特定させる情報を除く。）により、<u>区長、副区長（教育委員会の職務権限に属する事項に関する通報については、教育長を含む。）及び公益監察事務局に報告するとともに、公益監察事務局に第8条第3項の書面及び関係資料を提出しなければならない。ただし、報告を受けるべき者のうち、いずれかが関係するおそれがある場合その他報告することが適切でない場合は、第8条第3項の書面及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報し、その旨を当該報告をした職員に知らせるものとする。</u></u></p> <p><u>6 前項前段の報告を受けた公益監察事務局は、事案の概要及び関係資料等を直ちに公益監察員に提出し、今後の調査等に関する公益監察員の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>7 区長は、第5項前段の報告を受けたときは、今後の調査等に関する公益監</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
	<p>察員の意見を聴き、調査を行う場合には、事案の内容、利益相反の排除等について十分考慮したうえで、速やかに公益監察員における調査若しくは権限を有する行政機関等への事案の移送又は所管部課長その他の職員を責任者とする調査（以下「内部調査」という。）を命じなければならない。ただし、調査を行うまでもなく、改めなければならないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>8 公益監察事務局は、前項の結果を所管部課長及び公益監察員に通知する。</p> <p>9 所管部課長は、第1項の報告を受けた日から20日以内に前項の通知を当該報告をした職員に知らせるものとする。</p> <p>10 第1項の報告をした職員は、前項において所管部課長から調査を行わないと知らされたとき、又は報告した日から20日を経過しても前項の通知を知らされないときは、その経過を付して第8条第3項の書面及び関係資料により、公益監察員又は公益監察事務局に内部通報することができる。</p> <p>11 職員は第2条第2号イからキまでのいずれかに該当する者から内部通報に該当する事案の相談等を受けたときは、通報先として公益監察事務局を教示するものとする。</p> <p>（内部調査の方法等）</p> <p>第22条 区長その他の区の幹部、前条第7項の内部調査の責任者（以下「調査責任者」という。）及び内部通報事案に関する内部調査に従事する職員は、内部調査に当たっては第9条から第13条までの規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 内部調査については、第18条第1項、第2項、第5項前段及び第6項から第9項まで規定を準用するものとする。この場合において、「公益監察員」とあるのは、「調査責任者」と、「通報者」とあるのは、「報告をした職員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 調査責任者は、調査の開始に当たって、あらかじめ調査すべき事項並びに調査の方法、対象及び日程等について公益監察員及び公益監察事務局に説明し、助言を受けるものとする。</p> <p>4 調査責任者は、調査の手続、法的見解その他必要な事項について、公益監察員及び公益監察事務局に助言を求めることができる。</p> <p>5 調査責任者は、調査結果を区長に報告するときは、あらかじめ当該調査結果等に関する公益監察員の意見を付して報告するものとする。</p> <p>6 内部調査の報告等については、第20条第1項から第3項まで及び第5項</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>+</p> <p>（不利益取扱いの申出に関する調査等）</p> <p>第14条 第10条の規定は、不利益取扱いの申出に関する受付について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>公益通報</u>」とあるのは「<u>不利益取扱いの申出</u>」と、「<u>公益通報を行う職員等</u>」とあるのは「<u>申出者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第11条及び第12条の規定は、不利益取扱いの申出に関する調査について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>公益通報</u>」とあるのは「<u>不利益取扱いの申出</u>」と、「<u>通報者</u>」とあるのは「<u>申出者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 公益監察員は、調査の結果、<u>公益通報した職員が不利益取扱いを受けたと認めるときは</u>区長等に対し、当該不利益取扱いの中止その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p>	<p>の規定を準用する。この場合において、「<u>公益監察員</u>」とあるのは、「<u>調査責任者</u>」と、「<u>通報者</u>」とあるのは、「<u>報告をした職員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（<u>不利益な取扱いの申出等</u>に関する調査等）</p> <p><u>第23条</u> 職員は、<u>通報等又は調査協力をしたことにより、不利益な取扱い、第10条、第11条又は第12条の規定に反する通報者等を特定させる情報の漏えい、通報者等を特定させる情報の範囲外共有又は通報者等の探索が行われたときは、公益監察員又は公益監察事務局に苦情の申出（以下「不利益な取扱いの申出等」という。）を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>第17条の規定は、不利益な取扱いの申出等について準用する。この場合において、同条中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「内部通報を行う職員等」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。ただし、公益監察員等が当該苦情に係る行為に関与したおそれがある場合は、当該公益監察員等は、当該苦情申出に係る調査等に従事することができない。</u></p> <p>3 <u>前項に定める不利益な取扱いの申出等のうち、職員に対する懲戒処分その他の不利益な処分については特別区人事委員会に対する審査請求により、人事評価に関する不利益な取扱いについては人事評価（定期評価）実施要領に基づく人事当局への定期評価に係る苦情相談により、それぞれ対応するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合、公益監察事務局は、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱いの申出等を行ったことについて人事課長に通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>不利益な取扱いの申出等のうち、給与等の勤務条件に関するものについては、特別区人事委員会に対する措置要求により対応するものとする。</u></p> <p>6 <u>第3項及び前項の結果について、人事課長は、公益監察事務局を通じて公益監察員に通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>第18条及び第19条の規定は、不利益な取扱いの申出等に関する調査について準用する。この場合において、これらの規定中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「通報者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>公益監察員は、前項の規定により準用される第18条の調査の結果、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱い等を受けたと認めるときは区長等に対し、当該不利益な取扱いの中止及びその他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>4 公益監察員は、前項の規定による勧告をした場合において、区長等が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>（区長等が講じる措置）</p> <p>第15条 区長は、第13条第1項に規定する公益監察員の報告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 区長等は、職員が公益通報したことにより不利益取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 区長等は、職員が自ら関与している違法な行為について公益通報をした場合には、当該職員の懲戒処分については、通常の処分より軽減することができる。</p> <p>4 区長は、第1項の規定による措置を講じた場合は、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、公益監察員及び通報者に通知しなければならない。ただし、第13条第5項ただし書による通報者への通知は、この限りでない。</p> <p>5 区長は、第1項に定める措置の実効性を確保するために必要と認めるときは、違法な事実を公表することができる。ただし、通報者に不利益な取扱いが及ぶおそれがあるときはこの限りでない。</p> <p>6 区長等は、第14条第3項による勧告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>7 区長等は、前項の規定による措置を講じた場合は、その内容を公益監察員及び通報者に通知しなければならない。</p> <p>8 区長は、公益通報にかかる事実がないことが判明した場合で、関係者の名誉が害されたと認めるときは、関係者の名誉を回復させるため必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>9 公益監察員は、前項の規定による勧告をした場合において、区長等が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 （捜査当局による捜査等との関係）</p> <p>第24条 内部通報が公益通報者保護法第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合の捜査及び公訴については、本要綱の規定にかかわらず、刑事訴訟法の定めるところによるものとする。 （区長等が講じる措置）</p> <p>第25条 区長は、第20条第1項に規定する公益監察員の報告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置（以下「是正措置」という。）を講じるものとする。</p> <p>2 区長等は、職員が内部通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 区長等は、職員が自ら関与している違法な行為について内部通報をした場合には、当該職員の懲戒処分については、通常の処分より軽減することができる。</p> <p>4 区長は、是正措置を講じた場合は、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、公益監察員及び通報者に通知しなければならない。ただし、第20条第5項ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>5 区長は、是正措置の実効性を確保するために必要と認めるときは、違法な事実を公表することができる。ただし、通報者に不利益な取扱いが及ぶおそれがあるときはこの限りでない。</p> <p>6 区長等は、第23条第8項の勧告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、是正措置を講じるものとする。</p> <p>7 区長等は、前項の是正措置を講じた場合は、その内容を公益監察員及び通報者に通知しなければならない。</p> <p>8 区長は、内部通報にかかる事実がないことが判明した場合で、関係者の名誉が害されたと認めるときは、関係者の名誉を回復させるため必要な措置を講じるものとする。</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（公益監察員委託契約の解除）</p> <p>第16条 区長は、公益監察員が第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。</p> <p>2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、公益監察員委託契約を解除することができる。</p> <p>（1） 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。</p> <p>（2） 公益監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。</p> <p>（3） 前各号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不適当と認められるとき。</p> <p>3 公益監察員は、<u>公益</u>通報を受理した事案で、契約解除又は契約期間の満了時に調査が完了していないものについては、新たに公益監察員委託契約を締結した者に当該調査関係の資料等を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料等の引渡しを受け、新たに公益監察員委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。</p>	<p>9 <u>前各項の規定は、内部調査についての調査責任者からの報告を受けたときに準用する。この場合において、「公益監察員」とあるのは、「調査責任者」と、「通報者」とあるのは、「報告をした職員」と読み替えるものとする。（是正措置等の確認等）</u></p> <p>第26条 区長は、<u>前条第1項の是正措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>（委託契約の解除）</p> <p>第27条 区長は、公益監察員が第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。</p> <p>2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。</p> <p>（1） 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。</p> <p>（2） 委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。</p> <p>（3） 前各号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不適当と認められるとき。</p> <p>3 公益監察員は、<u>内部</u>通報を受理した事案で、契約解除又は契約期間の満了時に調査が完了していないものについては、新たに委託契約を締結した者に当該調査関係の資料等を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料等の引渡しを受け、新たに委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。</p> <p>（公益監察事務局の職員等の配置及び研修等の実施）</p> <p>第28条 区長は、<u>公益監察事務局の職員及び責任者（以下「公益監察事務局の職員」という。）に内部通報対応業務に必要な適性及び能力を有する職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>区長は、職員等に対して、定期的な研修、説明会等の開催その他適切な方法により、公益通報者保護法、本要綱に定める内部通報の受付窓口、内部通報対応体制等について、十分に教育及び周知を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>区長は、公益監察事務局の職員及び内部調査責任者その他内部通報対応業務に従事する者に対して、内部通報者を特定させる事項の取扱いを含む内部通報等に関する知識及び技能の向上を図るため、定期的な教育及び研修等を行わなければならない。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>(運用状況の公表)</p> <p>第17条 区長は、<u>公益通報の件数及び主な内容を公表しなければならない。</u>ただし、通報者が特定される情報を公表してはならない。</p> <p>(運用上の注意)</p> <p>第18条 この要綱の運用にあたっては、区長は、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。</p> <p>2 区長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>3 公益監察員は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。</p> <p>(公益監察員委託契約期間及びその特例)</p> <p>第19条 公益監察員委託契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則（17足総総発第2800号 平成18年3月28日区長決定）</p> <p>1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。</p> <p>付 則（21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（21足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。</p> <p>付 則（28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、平成29年2月22日から施行する。</p> <p>付 則（30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定）</p>	<p>(内部通報対応の評価及び運用状況の公表)</p> <p>第29条 区長は、<u>毎年度、内部通報対応の体制に関する公益監察員の意見を付して、内部通報の件数及び主な内容等の運用状況について、公表しなければならない。</u>ただし、通報者が特定される情報を公表してはならない。</p> <p>(運用上の注意)</p> <p>第30条 この要綱の運用にあたっては、区長は、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。</p> <p>2 区長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>3 公益監察員は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。</p> <p>(委託契約期間及びその特例)</p> <p>第31条 委託契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則（17足総総発第2800号 平成18年3月28日区長決定）</p> <p>1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。</p> <p>付 則（21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（21足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。</p> <p>付 則（28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、平成29年2月22日から施行する。</p> <p>付 則（30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定）</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>この要綱は、決定の日から施行する。ただし、第5条第2項の削除規定及び第19条の追加規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（31足総コ発第108号 令和元年5月17日区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（2足総コ発第289号 令和2年9月10日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>この要綱は、決定の日から施行する。ただし、第5条第2項の削除規定及び第19条の追加規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（31足総コ発第108号 令和元年5月17日区長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（2足総コ発第289号 令和2年9月10日総務部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（4足総コ発第262号 令和4年8月5日区長決定）</p> <p><u>1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第21条及び第22条の規定は、令和4年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる内部通報について適用し、同日前に行われた内部通報についてはなお従前の例による。</u></p>